

検討の進め方(案) (検討課題1及び2関係)

令和6年5月14日
事 務 局

1 事業者間における網間信号接続の 在り方の検討

- 電気通信番号計画においては、網間信号接続について、次の通り定められている。

① 固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号

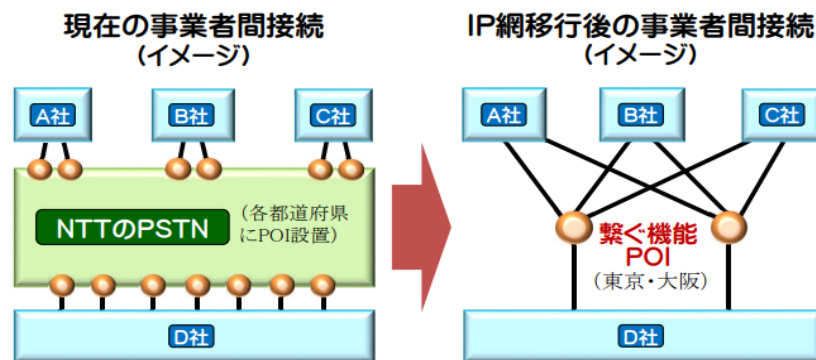
次に掲げるいずれかの方法（(1)に掲げる方法は、令和7年1月末日までに限る。）により網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

- (1) 直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網（略）を介して第一種指定電気通信設備と接続する方法
- (2) 全ての網間信号接続対象事業者とインターネットプロトコルを使用して直接接続する方法（ENUM方式に限る。）

② 付加的役務電話番号、無線呼出番号、特定IP電話番号、FMC電話番号、特定接続電話番号

直接又は他の電気通信事業者（一の者に限る。）の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと。ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。

- 当該定めは、社会経済活動における重要インフラである電話サービスを、事業者によらず利用できるよう定めたものであり、①における(1)は、IP網移行前の各都道府県に設置されたPOI（第一種指定電気通信設備）と接続すること、(2)はIP網移行後に東京・大阪に設置されるPOIと接続することを想定し規定されたものである。
- また、固定電話の競争基盤と利用者利便確保のためには、事業者相互間の番号ポータビリティの導入が必要であることから、(2)では接続方法をENUM方式に限ることとしている。
- 他方で、令和5年6月に東京・大阪に設置されるPOIが第一種指定電気通信設備に指定されたことから、**(1)及び(2)の方法は、ENUM方式に係る内容を除き重複**している状況となった。
- 以上を踏まえ、①については、ENUM方式に係る内容は残しつつ、電気通信番号計画全体の整合を踏まえた表現とすることが適当ではないか。



<出典>

- ②においては事業者相互間の番号ポータビリティについて定めがなく、ENUM方式の義務付けがない。
- そこで、今般、将来的な番号使用の見通し、番号ポータビリティの必要性及びその方式について、電気通信番号の指定を受ける事業者に対するヒアリングを実施し、意見を聞くこととしてはどうか。

<参考> ②の指定を受ける電気通信事業者

電気通信番号の種別		指定を受ける事業者数	指定を受ける事業者 ※五十音、A～Z順
付加的役務 電話番号	着信課金機能	4者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、KDDI(株)
	特定者向けメッセージ 蓄積・再生機能	0者	なし
	大量呼受付機能	1者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)
	統一番号機能	2者	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)
	情報料代理徴収機能	2者	西日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)
無線呼出番号		0者	なし
特定IP電話番号		20者	アイテック阪急阪神(株)、(株)アイ・ピー・エス・プロ、アルテリア・ネットワークス(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)エネコム、(株)オプテージ、(株)コムスクエア、ソフトバンク(株)、中部テレコミュニケーション(株)、(株)トークネット、(株)ハイスタンダード、フリービット(株)、(株)メディアアドベンチャー、楽天モバイル(株)、Coltテクノロジーサービス(株)、KDDI(株)、(株)NTTドコモ、(株)QTNet、(株)STNet、ZIP Telecom(株)
FMC電話番号		0者	なし
特定接続電番号		1者	ライフリンク(株)

2 固定電話番号における 番号ポータビリティの在り方の検討

固定電話番号における番号ポータビリティの在り方の検討（案）

- 電気通信番号計画では、固定電話番号及び音声伝送携帯電話番号の番号ポータビリティについて、次の通り定められている。

① 固定電話番号

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

1 令和7年1月末日までに、固定電話番号の指定を受けた電気通信事業者（略）の相互間で、番号ポータビリティを可能とし、そのために必要な措置を講ずること。

2 （略）

② 音声伝送携帯電話番号

第2 番号ポータビリティについては、次のとおりとする。

音声伝送携帯電話番号の指定を受けた電気通信事業者（略）の相互間で、番号ポータビリティが可能であること。ただし、音声伝送携帯電話番号をデータ伝送役務及びショートメッセージサービスのみの用に供する場合を除く。

- 固定電話番号については、番号ポータビリティを可能とすることを規定している一方、音声伝送携帯電話番号の定めとは異なり、**例外規定が存在しない**。
- このため、固定電話番号においても、電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティが技術的に行えないケース、または、ニーズがなく実施する必要ないケースなど例外の有無について検討する必要があるのではないか。



- 固定電話番号における電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティについて、次のケースを事業者にヒアリングすることとしてはどうか。
 - **番号ポータビリティが技術的に行えないケース**
 - **ニーズがなく、番号ポータビリティを実施する必要がないケース**

ヒアリング事項及び対象（案）

ヒアリング項目

- 固定電話番号における電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティについて、番号ポータビリティが技術的に行えないケースとして、どのようなケースが考えられるか。
- ニーズがなく、固定電話番号における電気通信事業者の相互間の番号ポータビリティを実施する必要がないケースとして、どのようなケースが考えられるか。

ヒアリング対象

- 一般社団法人電気事業者協会
- 一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
- 東日本電信電話株式会社
- 西日本電信電話株式会社
- その他